

令和4年度 通報連絡及び公表基準に基づく公表事項（内容については別添参照）

区分	発生日	号機	件名
区分Ⅳ	令和4年 5月18日	—	令和3年度第4四半期原子力規制検査結果について（泊発電所 代替緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検不備）
	令和4年 8月17日	—	令和4年度第1四半期原子力規制検査結果について（泊発電所 火災感知器の不適切な設置）

※区分Ⅳは、1ヶ月分を翌月10日までに公表。

（注）区分Ⅳ②は、翌営業日までに公表。

令和4年度 通報連絡及び公表基準に基づく公表事項の内容

区分	発生日	号機	内 容
区分Ⅳ	令和4年 5月18日	—	<p>・ 令和3年度第4四半期原子力規制検査結果について (泊発電所 代替緊急時対策所非常用循環フィルタユニットの点検不備)</p> <p>1. 原子力規制検査結果の概要 2022年5月18日の原子力規制委員会において、令和3年度(第4四半期)原子力規制検査^{※1}結果が原子力規制庁より報告され、その後、原子力規制委員会より、令和3年度(第4四半期)原子力規制検査結果が事業者へ通知された。</p> <p>その結果、以下の内容が「安全重要度評価：緑^{※2}/深刻度レベル評価：S L I V (通知なし)^{※3}」と判断された。</p> <p>2. 指摘事項の内容 泊発電所代替緊急時対策所^{※4}の換気設備の一部である非常用循環フィルタユニットについては、3号機の第8回工事計画認可申請書に記載し、同申請書が認可された2006年4月28日以降は、泊発電所原子炉施設保安規定第118条(施設管理計画)の「6. 保全計画の策定」に基づき、設備の点検計画を策定し、必要な機能が維持できるように管理を行うことが必要であった。</p> <p>しかしながら、フィルタユニット内に組み込まれているよう素フィルタ^{※5}の定期的な交換および性能検査の計画が策定されず、その結果、当該よう素フィルタの性能検査を実施していなかった。</p> <p>このことは、泊発電所原子炉施設保安規定第118条(施設管理計画)の「6. 保全計画の策定」を満足していないことからパフォーマンス劣化、検査指摘事項に該当し、「安全重要度評価：緑/深刻度レベル評価：S L I V (通知なし)」と判断された。</p> <p>3. 当社の対応について 当社は、当該よう素フィルタについて、性能を確認済の新品に既に交換を行っているとともに、よう素フィルタの交換および性能検査の点検計画を策定した。</p> <p>今後は、点検計画に基づくよう素フィルタの性能検査を実施していく。</p> <p>※1 原子力規制検査 原子力規制庁の検査官が事業者の保安活動全般を対象に、必要とする情報や場所に常時自由にアクセスできる環境下で監視・監督するもの。</p> <p>※2 安全重要度評価「緑」 「安全重要度」は、原子力施設の安全確保に対する劣化程度の高い方から「赤」「黄」「白」「緑」の順に区分される。安全重要度「緑」は、安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準であるものに適用される。</p> <p>※3 深刻度レベル評価「S L I V」(SL: Severity Level) 「深刻度レベル」は、検査指摘事項等の深刻度に応じて</p>

区分	発生日	号機	内 容
			<p>「SLⅠ」「SLⅡ」「SLⅢ」「SLⅣ」の順に区分される。深刻度「SLⅣ」は、原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たものに適用される。「通知なし」は、原子力規制庁による規制対応措置が不要であると判定されたもの。</p> <p>※4 代替緊急時対策所 泊発電所で重大事故等が起こっても円滑に対処できるよう高台に設置した緊急時対策所が使用できない場合に備えた代替の施設。</p> <p>※5 よう素フィルタ 放射性よう素を吸着するためのフィルタ。</p>
区分Ⅳ	令和4年 8月17日	—	<p>・令和4年度第1四半期原子力規制検査結果について (泊発電所 火災感知器の不適切な設置)</p> <p>1. 原子力規制検査結果の概要 2022年8月17日の原子力規制委員会において、令和4年度(第1四半期)原子力規制検査^{※1}結果が原子力規制庁より報告され、その後、原子力規制委員会より、令和4年度(第1四半期)原子力規制検査結果が事業者へ通知された。</p> <p>その結果、以下の内容が「安全重要度評価：緑^{※2}/深刻度レベル評価：SLⅣ(通知なし)^{※3}」と判断された。</p> <p>2. 指摘事項の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、他社の原子力規制検査結果の報告において、火災感知器の不適切な設置に関する指摘があったことから、原子炉施設等に設置している火災感知器の位置について、2021年10月から12月に自主的に総点検を実施した。 ・その結果、1号機、2号機、3号機および放射性廃棄物処理建屋の安全上重要な機器が設置されているエリアにおいて、設置条件^{※4}を満足していない火災感知器を9箇所確認した。 ・なお、これら9箇所の火災感知器はいずれも発電所建設時に設置したものであった。 ・この設置条件は従前から明らかであり、火災感知器の取付検査等において予防する措置を講じることが可能であったことからパフォーマンス劣化、当該エリアで火災が発生した場合、早期に火災を感知できない可能性があったことから検査指摘事項に該当し、「安全重要度評価：緑/深刻度レベル評価：SLⅣ(通知なし)」と判断された。 <p>3. 当社の対応について 当該感知器については、年内に設置条件を満足する適切な設置位置に移設する。</p> <p>なお、移設するまでの間は当該エリアのパトロールを強化することとした。</p> <p>※1 原子力規制検査 原子力規制庁の検査官が事業者の保安活動全般を対象に、必要とする情報や場所に常時自由にアクセスできる環境下で監視・監督するもの。</p> <p>※2 安全重要度評価「緑」</p>

区分	発生日	号機	内 容
			<p>「安全重要度」は、原子力施設の安全確保に対する劣化の程度により「赤」「黄」「白」「緑」の順に区分される。安全重要度「緑」は、安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準であるものに適用される。</p> <p>※3 深刻度レベル評価「SLIV」(SL: Severity Level) 「深刻度レベル」は、検査指摘事項等の深刻度に応じて「SL I」「SL II」「SL III」「SL IV」の順に区分される。深刻度「SLIV」は、原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たものに適用される。「通知なし」は、原子力規制庁による規制措置が不要であると判定されたもの。</p> <p>※4 設置条件 換気口等から一定程度離れた位置に設ける等その機能に支障を及ぼさない条件下で使用できる設置位置とすることが消防法で定められている。</p>

※区分IVは、1ヶ月分を翌月10日までに公表。

(注) 区分IV②は、翌営業日までに公表。

以 上